

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康管理(母子保健法)による事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、健康管理(母子保健法)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県境町長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理(母子保健法)による事務
②事務の概要	<p>・母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p> <p>・検診のお知らせ等は郵送で通知する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、出産・子育て給付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦台帳ファイル、妊婦健診ファイル、新生児訪問ファイル、乳幼児健診ファイル、宛名管理ファイル、口座情報ファイル、給付実績ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第49項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>■情報提供の根拠 番号法第19条8項、別表第二の第56の2項、第69の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第30条及び38条の3</p> <p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第69の2項、第70項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	境町町民生活部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	境町総務部総務課 0280-81-1300
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	境町総務部総務課 0280-81-1300

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月25日	5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長	堺町福祉部健康推進課 課長 野口 和久	堺町福祉部子ども未来課 野口 和久	事後	
令和2年12月11日	1 関連情報 2. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	野口 和久	課長	事後	様式改正
令和2年6月27日	ア リスク対策	-	項目追加	事後	様式改正
令和2年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 2. 事務の概要	母子保健法に基づき、母子保健指導、新生児訪問指導、妊婦健康診査、妊婦届出、母子手帳交付、産後ケア届出、未熟児訪問指導などの事務を行う。	-母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 -申請、届出等は窓口、郵送等で受領する。 -検診のお知らせ等は郵送で通知する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報等を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。	事後	改版に伴い、事務の概要の変更
令和2年4月1日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	善号法第19条第7項 別表第二 第70項 善号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令(平成二十六年十二月二日内 閣府令(特発省令第七号) 第30条) 情報照会を実施しない	善号法第19条7号、別表第二の第56の2項、 第69の2項並びに行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令(平成二十六年十二月二日内 閣府令(特発省令第七号) 第30条) 情報照会の根拠 善号法第19条7号、別表第二の第69の2項	事後	改版に伴い、情報提供項目の 追加及び情報照会の開始
令和2年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長	堺町福祉部子ども未来課 課長	堺町 福祉部 子ども未来課 健康推進室 健康推進室長	事後	
令和2年4月1日	1. ほしい情報判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月6日	令和2年3月31日	事後	
令和2年4月1日	1. ほしい情報判断項目 2. 取扱件数 いつ時点の計数か	平成27年1月6日	令和2年3月31日	事後	
令和2年4月1日	1 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 3. 事務の概要	-母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 -申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索、電子申請等で受領する。 -検診のお知らせ等は郵送で通知する。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報等を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。	-母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 -申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索、電子申請等で受領する。 -検診のお知らせ等は郵送で通知する。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報等を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。	事後	
令和2年4月1日	1 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 3. システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索、電子申請機能、申請管理システム、出産、子育て給付システム	事後	
令和2年4月1日	1 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	妊婦台帳ファイル、妊婦健康ファイル、新生児訪問ファイル、乳幼児健診ファイル、宛名管理ファイル	妊婦台帳ファイル、妊婦健康ファイル、新生児訪問ファイル、乳幼児健診ファイル、宛名管理ファイル、口産情報ファイル、給付実績ファイル	事後	
令和2年4月1日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 2. 法令上の根拠	■情報提供の根拠善号法第19条7号、別表第二の第56の2項、第69の2項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令(平成二十六年十二月二日内閣府令(特発省令第七号) 第30条) ■情報照会の根拠善号法第19条8号、別表第二の第69の2項	■情報提供の根拠善号法第19条8号、別表第二の第56の2項、第69の2項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令(平成二十六年十二月二日内閣府令(特発省令第七号) 第30条及び38条の3) ■情報照会の根拠善号法第19条8号、別表第二の第69の2項、第70項	事後	
令和2年4月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①堺町福祉部子ども未来課健康推進室 ②健康推進室長	①堺町民生生活部健康推進課 ②課長	事後	
令和2年4月1日	1. ほしい情報判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	1. ほしい情報判断項目 2. 取扱件数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	